

拡声機の使用について！

商業宣伝を目的とした拡声機の使用については、「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、幅の狭い道路や、静かな環境を必要とする病院・学校などの周辺での使用の禁止、時間帯及び用途地域における音量を規制しており、この規定に違反した場合、拡声機の使用停止の勧告・命令及び罰則について必要な措置が定められています。



つきましては、この様な拡声機騒音を未然に防ぐため、「拡声機の使用の制限について」を参考に、近隣住民の迷惑にならないよう注意してください。

拡声機の使用の制限について

* 拡声機使用の制限地域と制限内容 *

制 限 地 域	制 限 内 容
学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等、敷地の周囲 50 メートル	商業宣伝を目的として、拡声機を使用してはならない。
上 記 以 外 の 市 街 地	1 午後 8 時から翌日の午前 8 時まで使用しないこと。 2 幅員 4 メートル未満の道路において拡声機を使用しないこと。 3 地上 10 メートル以上の位置で使用しないこと。 4 同一場所での使用は毎時 15 分以上の休止時間をおくこと。 5 50 メートル以内の距離で同一の営業者が 2 以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。 6 拡声機から発する音量は基準以下とすること。

* 拡声機の使用の制限に係る音量 *

(単位：デシベル)

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	午前 8 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 8 時まで
第 1 種 区 域	5 5	5 0
第 2 種 区 域	6 0	5 5
第 3 種 区 域	7 5	6 5
第 4 種 区 域	8 0	7 0

備考

- 区域の区分は、次のとおりです。
第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域
第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに用途地域として定められていない区域
第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第 4 種区域：工業地域及び工業専用地域
- 測定場所は、拡声機の直下の地点から 10 メートルの地点とします。

＜拡声機の使用に関する相談・問い合わせの窓口＞

行 政 機 関 名	管 轄	所 在 地	電話番号
北部環境共生センター	北、上京、左京、 中京、右京区	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階	701-9800
南部環境共生センター	東山、山科、下京、 南、西京、伏見区	京都市南区西九条森本町62-1 (生活環境美化センター敷地内)	671-0511
京 都 市 環 境 政 策 局 環境企画部環境保全創造課		京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 (本庁舎1階)	222-3955

発行／京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課
令和4年9月発行 京都市印刷物 第044411号

